

令和7年度古賀市都市空間情報デジタル基盤更新等業務委託

特記仕様書

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、古賀市（以下「発注者」という。）が委託する、令和7年度古賀市都市空間情報デジタル基盤更新等業務委託（以下「本業務」という。）について、受託者（以下「受注者」という。）が遵守しなければならない作業の仕様を定めるものとする。

第2条 (目的)

古賀市では、国土交通省が取り組む「Project PLATEAU」に参画し、令和6年度に3D都市の基盤構築を行ったところである。本業務は、今後整備した3D都市モデルを活用し、古賀駅周辺をよりリアルに再現しつつ、情報発信や意見交換を行えるようにすることで、住民の利便性を向上し、古賀駅周辺の魅力向上と住民の満足度向上を図ることを目的とする。

第3条 (準拠法令等)

本業務は、本仕様書によるほか以下の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (3) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- (4) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014
- (5) 測量法第34条で定める作業規程の準則（国土地理院）
- (6) 3D都市モデル標準製品仕様書 最新版
- (7) 3D都市モデル標準作業手順書 最新版
- (8) 3D都市モデルの導入ガイダンス 最新版
- (9) 3D都市モデル整備のための測量マニュアル
- (10) 古賀市第4次総合振興計画
- (11) 古賀市都市計画マスタープラン
- (12) JR古賀駅西口周辺整備基本方針
- (13) JR古賀駅東口周辺地区まちづくり基本計画
- (14) JR古賀駅東口周辺地区整備基本計画

(15)JR 古賀駅東口周辺地区まちづくりガイドライン

(16)その他関係法令等

第4条 (疑義)

本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、その取扱いを決定するものとし、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

第5条 (提出書類)

受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 工程表
- (2) 管理技術者等通知書（経歴書、直接雇用を証明する書類）
- (3) 業務計画書
- (4) その他、発注者が必要と認める書類

第6条 (秘密の保持)

本業務において、受注者は業務上知り得た全ての内容について、これを第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

第7条 (配置予定技術者)

本業務を担当する受注者の選任する配置予定技術者は、3D 都市モデルを活用した（又はこれに類似・関連する）技術と実務経験を有した技術者を配置するものとする。配置予定技術者は管理技術者のほか、担当技術者を配置することを要件とし、技術者の重複は認めない。

なお、設計共同体（JV）については、代表企業から主任技術者を選任するものとする。

第8条 (打合せ等)

本業務実施期間中、4 回程度打合せを行うものとする。また、打合せの際、「打合せ記録簿」に記録し、相互に確認しなければならない。

第9条 (成果品の帰属)

本業務の成果品については、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、貸与、流用及び廃棄してはならない。また、受注者が成果品に関する著作権等を有する場合においても、発注者及び発注者指定の物に対してこれを行使しないものとする。

第10条 (損害賠償)

受注者は、本業務遂行中は安全に留意し、交通の妨害または公衆に迷惑の生じないよう配慮するものとする。本業務遂行中に受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、発生原因、経過、被害等の状況を発注者に速やかに報告し、受注者の責任において処理解決する

ものとし、これにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

第11条 （不備訂正）

受注者は、本業務において不備が生じた場合は直ちに訂正し、また、納品後といえども仕様書及び関係規程等に反した作業が行われたと認められた場合、受注者の故意もしくは過失により不適格な成果品が発見されたときには、再度作業を行い訂正するものとし、これにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

第12条 （品質確保）

受注者は、本業務における成果品の品質を確保するため、ISO 9001 に準拠した品質マネジメントシステムを構築するとともに、本業務の各工程において品質マネジメントシステムに基づく照査を行って成果品の品質を確保するものとする。（ただし、認証を求めるものではない。）

なお、受注者は、業務完了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合、速やかに発注者に報告し、自らの責任でこれを修正するものとする。

第13条 （情報保護）

本業務では、発注者の情報資産を取り扱うことから、受注者は、JIS Q15001（PMS）に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムを構築した上で業務を実施するものとする。（ただし、認証を求めるものではない。）

また、受注者は、貸与資料及び成果品に含まれる個人情報の取り扱いに際して、情報セキュリティマネジメントシステムに基づき、情報漏洩等がないよう対策を講じるものとする。

第14条 （貸与資料）

発注者は、受注者に以下の資料を貸与するものとする。その場合受注者は、発注者に借用書を提出するものとし、資料等の取扱い及び保管にあたっては、損傷、紛失等のないよう十分注意するものとする。また、発注者が返却を求めたときは、速やかに返却しなければならない。

- (1) 航空写真測量成果
- (2) 数値地形図データ（都市計画基本図）（DM形式・地図情報レベル 2500）
- (3) 都市計画決定図書（都市計画用途地域、地区計画図等）
- (4) 都市計画決定情報データ（Shape形式）
- (5) 古賀市都市空間情報デジタル基盤構築業務委託の報告書・データ（令和6年度）
- (6) その他、発注者が認める資料・データ

第15条 （業務数量の変更等）

本業務完了後、または業務途中で仕様内容の著しい変更が生じた場合、もしくは作業数量

に著しい増減が生じた場合は、発注者受注者協議の上本契約を変更出来るものとする。ただし、軽微な増減は変更を行わないものとし、その算出方法については発注者の設計変更図書に基づくものとする。

第16条 （納入期限及び納入場所）

本業務の納入期限及び納入場所は以下のとおりとし、検査期間を含むものとする。

- (1) 納入期限 令和8年3月31日
- (2) 納入場所 古賀市古賀駅周辺開発推進課

第 2 章 業 務 概 要

第17条 （作業概要）

本業務における作業概要は、以下のとおりとする。

No.	作業名		数量	備考
1	第3章	都市空間デジタル情報基盤更新業務		
		都市空間デジタル情報基盤更新	一式	(0.15 km ²)
		情報発信・意見交換機能の構築・運用	一式	
		ワークショップの実施	一式	(3回)
2	第4章	成果品とりまとめ		
		オープンデータ、メタデータ他	一式	
		業務報告書とりまとめ	一式	
		G空間情報センターへの搭載調整	一式	

第3章 都市空間デジタル情報基盤更新業務

第18条 (対象エリア)

業務対象エリアは、古賀市天神1丁目、2丁目地内の古賀駅西口周辺を対象範囲とする(約0.15km²)



第19条 (3D都市モデルの更新)

令和6年度に整備した3D都市モデルの建築物LOD2に対し、上面・壁面にテクスチャマッピングを行うものとする。テクスチャマッピングの手法については、航空写真画像からのマッピングを基本とし、その他の写真画像の利活用については提案とする。本作業対象は、対象エリアとし、含むべき地物とそのLOD (Level Of Detail) は、以下のとおりとする。

No.	地物	LOD0	LOD1	LOD2	LOD3	備考
1	建築物	○	○	○		対象エリア

○：3D都市モデルに含むべき地物とLOD

第20条 (情報発信・意見交換アプリケーションの開発)

今後住民参加型のまちづくりを推進していくため、デジタルを活用して行政からの情報発信や、住民がオンラインで意見を投稿、閲覧できるアプリケーションを設計・構築又は類似するアプリケーションの導入を行うものとする。新たに構築する場合は、最低限以下の要件を保持すること。

- (1) セキュリティ：個人情報の保護とデータの完全性及び安全性を確保すること。

- (2) ユーザビリティ：直感的なインターフェースで、全ての住民が簡単に利用できること。
- (3) アクセシビリティ：PC、スマートフォンなどからのアクセスを可能にすること。

第21条 （ワークショップの実施）

JR 古賀駅西口周辺地域の活動団体や住民等によるワークショップを3回程度開催することとし、JR 古賀駅西口周辺整備基本方針に基づく企画、資料作成及び当日の運営及び実施を行うものとする。実施に要するチラシ等の作成および周知も行うこと。

また、今後のJR 古賀駅西口周辺の整備のため、ワークショップの結果・意見等のとりまとめを行うものとする。

なお、実施にあたっては、別途業務で検討しているJR 古賀駅の西口駅前周辺エリアにおける駅前広場等の基本設計や交通・沿道利活用の社会実験の実施内容と連携を図るため、必要に応じて打ち合わせに参加し意見交換を行うこと。

第4章 成果品とりまとめ

第22条 （オープンデータ、メタデータ他）

オープンデータ用の3D都市モデルを作成し、メタデータを整備するものとする。なお、地物に付与された属性情報については、発注者と協議しオープンデータとする項目を決定するものとする。

第23条 （業務報告書とりまとめ）

本業務で実施したワークショップの開催結果等を業務報告書にとりまとめるものとする。また、国庫補助事業にかかる定期的な進捗共有、報告等の作成を行い、業務報告書に含めるものとする。

第24条 （ArcGIS への搭載調整）

本市がArcGIS上で運用している3D都市モデルについて、更新したデータセットの搭載および搭載したデータのエラー確認を行うものとする。

第25条 （G 空間情報センターへの搭載調整）

オープンデータにかかるデータセットをG空間情報センターにアップロードし、オープンデータとして公開するための調整を行うものとする。

第5章 成果品

第26条 成果品

本業務における納入成果品は以下のとおりとする。

成果品一覧

No.	成果品	数量	単位	備考
1	3D都市モデル	1	式	
2	3D都市モデル（オープンデータ）	1	式	
3	打合せ記録簿	1	式	
4	業務報告書	1	式	
5	その他受注者発注者協議の上必要とする資料	1	式	